

一. 帝国日本の膨張と朝鮮半島：

1. 膨張の要因

国際関係との関連・西欧帝国との比較

- ・英米の許容する範囲での膨張から、許容しない地域への膨張へ：転換としての韓国
- ・日本帝国と西洋帝国の性格の違い→同じ地域内での膨張  
近代化・西欧型国民国家形成が受容されない間隙を利用

在留邦人の重要性：治外法権の対象：条約改正の延長としての大陸政策

- ・旧没落士族の再就職、サブインペリアルイズム
- ・自由民権運動と大陸膨張、フランスの例に習う、インペリアルデモクラシー

日本の政治体制との関連

- ・統帥権独立が確定する過程（～1914年ぐらいまで）での膨張  
藩閥から軍閥への転換の拠点
- ・政党政治への交替と利権争いによる混乱、統帥権による政党の遮断

2. 日露戦後処理としての韓国問題

(1) 基本的問題意識と方法としての法制度・実務問題への新しい視点

- ・「保護から併合へ」ではなく、「保護か併合か」保護路線の失敗による併合
- ・在韓日本人と、韓国民族主義者双方からの統監府攻撃
- ・現代人の主観と距離を置くための法制度による分析

日本外交史研究と日本法制史研究の狭間＝従属地域をめぐる法と政治（国内と国際）

実務問題としての工業所有権に関する日米条約1907年

- >韓国における治外法権廃止＝富強の国家としての韓国の養成問題
- >日本の関税自主権回復と、関税同盟圏への韓国組み入れ問題

(2) 韓国版条約改正の特徴

- ・日本の陸奥条約改正モデル適用不可能性

最大の在韓外国人＝日本人：西洋人同様の治外法権特権→条約勵行政策の不可能  
法典編纂のあり方にも影響及ぶ

「国民と外国人」>「内地人」+「外地人」からなる「国民」と「外国人」

三者間の民事・刑事法令の必要：属人法の領域確定の必要

法例1898年による属人法分野の指定（婚姻、相続）＝国際私法

属人主権に起源を有する治外法権 >治外行政権の必要：警察・産業・教育

- ・内政と外交の統合的運用の必要性と、実際上の二重政府体制

通説「内政＝韓国、外交＝日本」と「内政篡奪」>条約改正と法典編纂の教訓

外交上の治外法権廃止：内政上の法典編纂・司法制度を前提とする。

属人的行政権の不可能性：衛生・消防＞産業・警察・学校

→治外法権問題＝保護政治体制の性格を照射する研究対象＝第二次日韓協約体制の運用

「保護政治体制の性格自体が歴史的にいかに変容し展開したのか」も含め

内政と外交のリンケージのあり方こそ、保護と併合に関する政治史研究の焦点

## 二. 伊藤博文による韓国版条約改正・治外法権廃止の理念

### 1. 日韓両国民「協同」の政治理念：「民族協同主義」的立憲的自治育成の構想－資料 1

#### (1) 生活共同体組織への関心

①京城衛生委員会 1907年7月

(韓国人韓城判尹を会長、日本人理事官を副会長、委員中には日本人警務官と医師も参加)

居留地における雑居を支える衛生組合制度、消防制度(どぶさらい等々)

> 治外法権廃止への布石 領域的管理の必要性、地方自治体整備の前提

②消防委員会への拡大－居留地行政

#### (2) 日韓両皇室の役割重視

大正天皇皇太子時代の訪韓－奉迎委員会を日韓・韓日合同で運営(南大門整備等々)

一九〇七年秋 大正天皇・皇太子訪韓イベントの日韓合同企画－祝祭空間と雰囲気作り

一九〇九年一月 南北巡幸

> 「韓国人＝主人、日本人＝客人」＋「日章旗と太極旗が並び立つ」状態

#### (3) 民族協同を支えることを期待された知的交流

東洋的儒教な文化の交流

義士としてのナショナリズムへの共鳴と儒林との交流、しかし悲観、梅の励まし

志士伊藤と義兵「予の志は彼等の志と毫も異なる所なし。唯々、その手段を異にするのみ」

外臣としての伊藤博文：併合に反対

「世の中の花や白骨古戦場」伊藤→梅「薫を四方に散らす春風」

林董(「薫」と似る)外相をリードして治外法権廃止を推進した伊藤〔春畝－雅号〕

### 2. 民族協同主義の法制度化の模索と治外法権廃止(＝アジア主義の制度化)

#### (1) 法制度のモデル

主体としての民族と民族国家→それを越える国家連合：オーストリア・ハンガリー帝国モデル

法的基盤＝条約改正後の非西欧圏二国間秩序の模索

単なる西洋世界の周縁としての二国併存 vs 二国間の特殊な地域的結合

国内法秩序の連繫(立憲主義的統治体制の輸出と法整備)と国際法上の承認獲得

#### (2) 韓国条約改正－日韓の司法・立法共同体組織によって

韓国条約改正モデルの模索<治外法権廃止のための日米交渉と工業所有権法制

### 3. 理念と現実としての工業所有権法制をめぐる保護国の内政と外交

#### ①工業所有権の性格（商標や発明特許権等）

私有財産、しかし、公的機関による認証・保護が必要

公法と私法にまたがる、国際法と国内法にまたがる

→民事・刑事の基本法のありかたに先に枠をはめてしまう

#### ②国際行政＋立法・司法協同体

当初の日韓条約再締結と内政移管に基づいた一条約〔二法律〕一裁判所構想（外務省）

一九〇六年一〇月の日韓条約構想〔石井菊次郎通商局長起案〕＝資料3

それに対応した日韓条約附属規則としての工業所有権法制＝資料5

##### ・適用法令と裁判管轄権の分離

曾根：韓国法と日本裁判所

伊藤：日本法律の勅令による施行と日本裁判所

法制局・江木翼の一九〇八年六月の論文：治外法権全廃に向けた四方法：資料5-3

>勅令の中への日本法律の依用と日本裁判所

法律(A)と裁判権(B)を日韓それぞれどちらが分担するのかという二つの軸の組み合わせ<sup>1</sup>。

Cf. 一法律（韓国）一裁判所（日本）構想（デニソン）

＝工業所有権法制から土地法制への拡大が可能となる

附属規則作成されず、韓国政府との交渉に踏み切らず、鉱業法の教訓

##### ・工業所有権－特許局：日韓の協同運営

>1908年6月の公文による伊藤統監から・韓国閣僚会議への通告による決着：資料5-1

1908年8月：日米条約の調印による日本裁判所への委託、韓国裁判所の整備：資料5-2

#### ③工業所有権法制の「可能性」（重要性）>民法全般へ韓国土地法制への拡大の模索

>倉富勇三郎法部次官による二重裁判所制度にかかる費用増大の指摘：資料6

+英国の反対（補足レジュメ）>司法権全体の委託 >警察権の委託：

立法・司法協同体としての保護関係 >>世論の反対+コスト増大に直面+伊藤暗殺

### 4. 批判. 在韓日本人社会と伊藤博文

#### ①帝国議会での伊藤批判－責任統監制

在韓日本人の伊藤攻撃1909年5月＝資料8 >伊藤の態度

「我日本帝国国民を初め我在朝同胞は伊藤公を以て、日本人にあらずして全く韓人化したりとまで罵り、甚しきは日本帝国の賊なりと迄絶叫され、殆ど其志の存する所を疑はれし程なり」という状況だった<sup>2</sup>。これに対して、伊藤は自らの欲するのは衷心から「韓国の国利民福を増進」することにあり、「自国人の毀誉褒貶の如きは意に介」さないとさえ韓国閣

<sup>1</sup> 前掲『江木翼論叢』一六三頁。

<sup>2</sup> 京城朝鮮雑誌社編『朝鮮』第四巻、第三号、八頁。

僚との席上で発言していた<sup>3</sup>。

## ②原因としての日本による率先した治外法権廃止

韓国法令への服従、韓国政府への納税、固定資産としての土地・家屋

資料0（ゼロ） 一九〇九年一月 南北巡幸への伊藤の期待

列車を使った巡幸、花火と軍艦の「電飾（イルミネーション）」、生徒提灯行列、歓迎者一〇万人

韓国側随員二〇〇余名（李完用、ミン丙爽宮内府大臣、尹徳榮侍従院卿、宋ヒョンジユン内部大臣他）、日本側随員三〇名（村田淳統監府付武官、外波大龍吉（同）、古谷久綱秘書官、国分象太郎（同）他）→地方の観察使官邸行在所、理事官官舎、そして旅館に分宿<sup>1</sup>

一月一〇日馬山歓迎式典での統監演説

「今日日韓皇室に於ては日に益々交誼親密を加へられ協同一致の方針を取りて力を合して以て極東に於ける両国の位置を保たんと欲せらるるは今回韓国皇帝陛下当地方御巡幸に際し天皇陛下より御發送の親電に拠るも明かなり〔。〕両国の臣民たるもの互に信義を以て相交はり国の強弱を以て之を輕蔑し之を賊むるか如きことなく又日本の臣民にして當国に於て事業に従事するものは両国の關係如何に親密なるやを思ひ韓国民と協心同力互に相利し互に相助け韓皇陛下か南巡に就て自国民情の視察と共に日韓の關係を深く軫念せらるるを了解し韓国民と親和するは啻に両国の幸福なる而已ならず本官をして其の職務を尽さしむる上に於ても亦與て大に力あり・・・韓皇帝陛下当地御滞在中は日韓両国の臣民互に友愛の情を厚くし誠心誠実に韓皇陛下に尊敬の意を表し陛下の勸慮のある所を熟察して未曾有の盛挙に対し念頭に忘るること無くして陛下愛民の至誠に酬ひられむことを望む。」<sup>2</sup>

## 資料一．一九〇七年七月 日韓協同の自治構想

苟も国家を組織する以上は郷党心を養成せしめざるべからず。郷党心は即ち自治の基礎となるものにて例へは・・・故に国家は可成郷党心を養成せざるべからず。今日の所謂自治制は郷党心の發達したるものなり、是れ自然に聖人の道にも適ふものなり〔中略：韓国閣僚「任」内相の衛生委員会認可に関する答弁あり-浅野〕。自分は此の際全然一の新例を開かんと欲する旨を語り置けり。各開港場及各開市場に於ては条約の規定以外に出ることを得されども平壤京城又は大邱の如く一定の区画を限らずして外国人の居住する都府即ち雜居地においては協同的に之〔衛生委員会-浅野〕を為さんと欲す。孰れの人民も之を無視することを得ず。日本人は民団なるものあり。又韓国側には多数の市民あり。故に其の一方のみに対する施設を事として他を顧みざるは不可なり。故に日韓協同の自治的組織を最時宜に適したるものと認む。去れば京城衛生委員会の如きも日韓協同主義を以て之を組織するの案を起し漢城判尹より内部大臣に認可を申請せしめ内部大臣は之を認可する場合に於て予め統監府に交渉せらるれば当方よりは直ちに同意の回答を發すべきを以て此

<sup>3</sup> 「韓国施政改善ニ関スル協議会第八回 明治三十九年七月一二日」前掲『韓国併合史料 第一卷』二六七頁。

の手段を執るを最便利にして且事理に適したるものと認む。〔下線部 - 浅野〕<sup>4</sup>

#### 資料二. 一九〇九年三月 協同から一家へ

両国の関係は普通云ふ所の経済貿易或は産業等の関係のみに非ず、又政治上の関係をも有せり。是れ両国に於て最も重大なる問題に属す、・・・今や東洋の問題に付き、列国の関係に於て門戸開放機会均等を言ふも、日韓の関係は是と異なり、両国間に門戸なし、随つて機会均等を談ずるの必要あるべからず。従来両国は両国として共に存立し共に列立せしに、今や方に協同的に進まんとする境遇となり、進んで一家たらんとせり。・・・予は両国が協同一致して東洋の平和を図るに汲々たるを望むものなり。日韓両国民は宜しく協心戮力国歩の発展を図るべし。・・・韓人が韓国あるを知って東洋あるを知らず、韓国あるを知って世界あるを知らざるは、蒙昧の甚だしきものなり。東洋亡びて韓国独り存するあるを得るか。力を合する者は強く、相離るる者は弱し。看よ列強が其強を以てして尚ほ同盟を欲する所以のものは何ぞや。幸に諸君は我国に於て得たる所を善用し、協心戮力の実を挙げよ<sup>5</sup>。

#### 資料三. 日韓協同の自治と韓国ナショナリズム認識 一九〇八年六月

(韓国の元老、前大臣、儒林の名望家を前に「平生の抱負を披瀝」<sup>6</sup>。

予は韓国の指導扶掖を目的と為すのみ。勿論韓国の滅亡を欲するものにあらず。例へば彼の暴徒の如き、彼等の真意真情は固より予が多大の同情を表する所なりと雖も、彼等は唯々国の滅亡を憤慨するに止まり、未だ韓国を救ふ所以の道を知らず。若し夫れ今日暴徒をしてその志を成さしむれば、その結果は如何。却て韓国の滅亡を招致するに過ぎざるべし。即ち韓国を思ひ韓国のために盡す点より言へば、予の志は彼等の志と毫も異なる所なし。唯々、その手段を異にするのみ。

#### 資料四. 一九〇九年春? 幣原喜重郎の回想：小村寿太郎外相の教育の問題の懸念<sup>7</sup>

内政方面に於て我政府の逢着せる困難の一例は在韓各学校の修身科授業中、忠義なる觀念を説くに当り、其忠義は我国の皇室に対するものなりや、韓国皇室に対するものなりやの問題であった、一国の臣民としては自国皇室に忠節尽くすべきこと当然なるも、被保護国に於て此理路を一貫するは事頗る機微に亘るものかある、斯くの如く修身の基礎を成すべき觀念の解説を曖昧に付せざるを得ざるに至っては制度自体の重大なる一欠陥なりとて、当時小村外相は深く之を憂ひて居られた〔原文カナ〕

<sup>4</sup> 「韓国施政改善ニ関スル協議会第二回 明治四〇年七月九日」『韓国併合史料 第二巻』五八九頁。

<sup>5</sup> 前掲『伊藤博文伝』下巻、八四〇頁。同じ演説の中で伊藤は、この本文引用箇所のおとに続けて独立運動を非難する目的で、以下のように述べている。「却つて之を悪用して日韓和親の発展を阻碍せんとする者に対しては、予は皆に些の同情をも寄する能はざるのみならず、大いにその迷妄を詰責せざるを得ざるなり」。また、この演説筆記の別なバージョンには、協同から一家へという部分について、「日韓両国の間には一の門戸なし従つて別に門戸開放の必要なし。従来日韓両国は共に存立し共に別立したる者、今や其利害の上より共に接近しつつあり、協心戮力進んで一家とならんとするの関係なり」と述べ、利害関係で結ばれた協同を越えた一家となる必要があるとの見解が鮮明にされている。原田豊次郎『伊藤公と韓国』日韓書房、一九〇九年一月、九〇 - 九一頁。

<sup>6</sup> 前掲『伊藤博文伝 下巻』七九〇 - 七九二頁。

<sup>7</sup> 外務省調査第一課『特集第七号昭和十四年二月 幣原喜重郎男爵稿 華盛頓會議の裏面觀其他』幣原平和文庫〔国会図書館憲政資料室所蔵〕、三七頁（四〇頁-再整理頁）。

## 資料五. 日韓協同主義的司法・立法協同体制

日韓条約構想一九〇六年

〔前文〕日本国政府及韓国政府は特許、意匠、商標及著作権の相互保護主義を拡張せむことを欲し之か為左の諸條を協議決定せり

第一条 日本国政府及韓国政府は本条約に付属する特許、意匠、商標及著作権保護規則を以て在韓国両国臣民に対し拘束力あるものなることを承認す。

第二条 日本国政府は本条約に付属する規則の条項に遵由し特許、意匠、商標及著作権の登録に必要な事務所を韓国内に設置し且其事務を取扱ふことに任すべし

第三条 日本国政府及韓国政府は本条約に付属する規則に依り保護を享受すべき特許、意匠、商標及著作権を侵害又は濫用したる各自国の臣民に対し右規則中記載する裁判所が完全に且専属的なる裁判管轄権を有すべきことを約す

第四条 韓国政府は本条約により設定したる特許、意匠、商標及著作権の登録制度より生ずる利益を他国の臣民若は人民に及ぼすべきことを諾す。但し右の国は前記の規則及之に依り定めたる裁判管轄権を以て其臣民若は人民に対し拘束力あるものなることを承認し、且其の領土内に於ける韓国臣民に対し其の法律規則の定むる手続を履行するに於ては特許、意匠、商標及著作権に関し其の臣民若は人民と同一の保護を享受せしむべきことを約するを要す。

第五条 特許、意匠、商標及著作権登録事務所の費用は其の領収せる登記料を以て之を支弁すべし。若し其の収入支出に超過するときは日本国政府は其の過剰額を韓国政府に召還し、支出収入に超過するときは韓国政府は其の不足額を日本国政府に償還すべし。且右登録事務所の事務を取扱ふには日本国政府は成るべく韓国臣民を使用すべし。

第六条 韓国臣民にして日本国の法律規則に定めたる手続を履行するときは同国に於て特許、意匠、商標及著作権に関し同国臣民と同一の保護を享受すべし

第七条 本条約は双方合意の上韓国を以て右登録事務所を管理して満足に其事務を取扱ふことを得るものと認むるに至るまで其の効力を有すべし。その時に至らば日韓両国政府は本条約改正の談判を開始すべし

### 資料5-1 公文と模範

日米両国政府は韓国に於て両国臣民又は人民の發明意匠商標及著作権の保護を確保せんか為めに条約を締結せんと欲してその商議進捗中なる旨は昨年〔一九〇七年〕六月二十五日統監官邸に於ける大臣會議の際既に陳述に及び貴政府に於ても既に御承知相成居候処、愈々客月一九日華盛頓に於て両国全權委員の間に別紙写の通り条約調印相成、不遠批准交換を了し可申候。……条約第一条には、日本国政府に本条約の実施と同時に發明意匠商標及著作権に関し現に日本国に行はると同様の諸法令が韓国に於て施行せらるることと為すべくと有之、同第二条に於ては米人民にして韓国内に於て保護を受くべき特許發明登録意匠登録商標又は著作権の侵害したる者ありたる場合に於て被害者の韓国臣民たると日本臣民たるとを問はず米人民は本件に関し韓国に於ける日本国裁判所の裁判管轄権に専属する旨を明かに規定致候。故に韓国裁判所は米人民を裁判するの権能なきは云ふを待たす。又日本国臣民も韓国に於て治外法権を有する

間は侵害の場合に於て被害者の韓国臣民たると米国人たるとを問はず韓国裁判所の裁判管轄権に属するものにあらず。之れ要するに現在の韓国裁判所にては遺憾なから文明国人民を裁判するに足らざるものと認めたる結果にして貴政府に於て裁判所新設諸法律制定に汲々たる所以も亦之に外ならず候。されども其成績を以て文明国政府をして其臣民の生命財産を挙て韓国法権に服従せしむるは前途尚遠し。依て目下此条約実施に就ては条約中列举せる事項に関する日本法令を其俟日韓米三国臣民又は人民に適用し三国民共に日本裁判所の裁判管轄権に属せしむるの外執るべき方法なしと信じ候。貴大臣に於ても御同意に有之候はば、当方より去る明治三十九年九月八日公布の統監府令第三四号韓国人外国旅券規則を通牒致候例に依り右法令全部を追て通牒致すべきに付韓国人も総て之を遵奉するの義務あることを御告示相成度此段照会云々〔下線部及び〔 〕内挿入は浅野、原文カナ〕

公文中にもある如く韓国には目下治外法権なるものあり。今日の状態にては本条約の施行に関して日本法を日本裁判所に於て適用するの外なきも韓国の政治を為すには治外法権は先づ之を撤去せざるべからず。自分が司法制度の改善が急ぐ所以は一は固より国政の改良を図らんが為なれども、一は治外法権の撤去を熱望すればなり。然れども今日の状態にては如何ともする能はず。所謂五法即ち民法刑法商法訴訟法及裁判所構成法は国家の根本法なり。比等の法律は特種の法律なるを以て日本法を模範として之を編纂せしめつつあり。今後法律も漸次完備し裁判所の組織も完成せば、自分の考にては日本先づ自ら治外法権を抛て模範を示し諸外国をして其例に則らしめんと欲す。但し此の事たる尚未だ公然之を口にするを得ざるも自分の方針は右の通りなり。韓人一般は尚未だ法律の何故に必要なや裁判所は何故に設置せざるべからざるやを知らざるも此の組織を了せされは韓国は真の国家と云ふことを得ず〔原文カナ、下線・浅野、句読点を補う〕

#### 資料5-2 暫定的な日本法律と、日本裁判所

①単に韓国法律に委任の規定を設くるのみにては日本の法廷は有効に之を適用することを得ず、別に日本の法律を以て韓国主権の命ずる法律を、韓国に於る日本裁判に於て施行するの義務を負はしめざるべからず。此等日本側の手続は滞りなく進捗する御見込なるや。本電報は曾根副統監へも御示しを請う〔原文カナ、句読点を補う〕<sup>8</sup>。

②東京朝日新聞「日韓法律関係」<sup>9</sup>。

曩に発表したる日米の工業権保護条約は韓国人民にも其権利義務を及ぼしたるのみならず韓国に於て日本法律の施行さるべきを規定し、該条約発表を同時に韓国特許令其他を制定發布するに至りたるが、之に就き日本が韓国に日本法律を施行するは其保護権の活用より出たるものの如く言ふものもあれども実はさる訳にはあらずして該条約に於て我法律の施行を米国に約したる結果として我政府は更に韓国と特許令に限り日本法律を同国に施行するの特別取極めをなし韓国人民は此取極めの結果として制束せらるる次第なりと云ふ。然るに右日韓間の法律取極めは何故か未だ発表せられず唯日米条約のみが發布せられたるを以て、条約の力を以て我法律を韓国に及ぼす如くに誤解せられ

<sup>8</sup> 「第六六号 伊藤統監發林外相宛 一九〇八年六月一〇日」前掲『日米条約締結一件』第三卷。

<sup>9</sup> 「東京朝日新聞 一九〇八年八月二四日」前掲『日米条約締結一件』第二卷。

たる訳なりとぞ。偕〔さて一浅野〕特許令に限りては韓国に於て同一法律制定が間に合はざる為め日本法律を適用する事となしたれども這は全く臨機の処置にして韓国自身をして其法律を編制せしむる従来の方針に何等影響する事なしとの事なり〔下線部・浅野。句読点を補う〕

資料5-3 江木翼（一九〇八年六月）による、治外法権全廃に向けた四つの方法

法律(A)と裁判権(B)を日韓それぞれどちらが分担するのかという二つの軸<sup>10</sup>。

- 一．韓国の司法制度を整頓し欧州諸国の立法例を参酌して民商刑等の韓国実体法を制定し各国の臣民又は人民をして韓国の裁判権に服せしめ韓国新法典の適用を受けしむること
- 二．韓国の司法制度を整頓し日本人をして先づ日本法律適用の下に韓国の裁判権に服せしめ、然る後、諸外国人をして日本人同様にその裁判権に服せしむること
- 三．日本人に対する日本裁判所の制度を整備し、我内地に存するものに準じたる組織を構成し以て日本法律を適用せしめ、然る後、諸外国をして日本人と同一の条件を以て日本法律適用の下に日本裁判所の管轄に服せしむること
- 四．前項の如く日本裁判所の組織を成し、之をして韓国法律を適用せしめ、外国人も同様に日本裁判所管轄の下に韓国法律の適用を受けしむること

#### 資料六．倉富意見書（一九〇九年一二月末～翌年一月）とそれに対する梅の意見

倉富意見書：日本裁判所設置意見（江木の呈示した三の方策に基本的に該当するもの、四の方策が将来実現されることにも矛盾はしない）

文書付属の「法律案 韓国ニ於ケル裁判事務ニ関スル件」第五条：「裁判事務に関し韓国に於て適用する法律に付ては命令を以て別段の規定を設けることを得」（どのような裁判手続や適用法規を設けるのかに関しては、日本の勅令に委任、分野を限定して、それを韓国法に依拠すると規定することができた）。

この倉富意見書に対応した梅の文書<sup>11</sup>。一九〇九年一月中「韓国ニ於ル裁判制度改正ニ関スル卑見」<sup>12</sup>「裁判所構成意見要旨」<sup>13</sup>「倉富法部次官ノ提議ニ係ル改正意見ハ若シ支障ナク之ヲ行フコトヲ得ベクンバ最モ時宜ニ適シタルモノ」裁判所運営経費と訴訟手続を問題として指摘<sup>14</sup>。

倉富次官の意見に拠れば別に経費を要せざるが如きも小官は輒く（ママ）之を信ずるこ

<sup>10</sup> 前掲『江木翼論叢』一六三頁。

<sup>11</sup> 梅謙次郎「韓国ニ於ル裁判制度改正ニ関スル卑見」（「韓国裁判制度改正卑見」と略す）『法政大学所蔵 梅謙次郎文書』（原文カナ、本文中の引用では、濁点、句点を補う。不動産法調査会の用紙に梅の直筆）。

<sup>12</sup> 一九〇九年一月の中旬頃に執筆されたと考えられる。前年の一二月や同年二月ではあり得ない。なぜなら、梅の韓国裁判制度改正卑見に引用されている平壤控訴院関係の訴訟件数統計が一九〇八年八月の開庁から年末のものであること、平壤控訴院以外の韓国全土の完全なる訴訟件数統計が倉富法部次官から統監宛に提出された「法部所管政務状況報告書案（隆熙二〔一九〇八〕年七月 - 一二月）」（『倉富文書』九）の冒頭に、「明治四十二年一月三十一日付ニテ統監ニ提出ス（此草案ニハ多少ノ相違アリ）」と記載されているためである。このことから、倉富による日本裁判所設置意見も、そう遠くはない過去、つまり一九〇八年一二月から一月上旬にかけて執筆されたのではないかと推測される。この時期は、後述するイギリスとの工業所有権に関する治外法権廃止交渉が行き詰まった時期であり、それが倉富意見書執筆の動機であったとの推測も可能である。

<sup>13</sup> 原文には「裁判所ノ構成」とだけ記されているが、梅文書の目次には本文中に掲げたタイトルが示されている。

<sup>14</sup> 前掲「韓国裁判制度改正卑見」。

と能はず。夫れ邦人の韓国に在留する者其数既に十万を以て算へ而も其増加の比例は実に著しきものあるを見る。故に百万を以て算ふるに至ること必ずしも遠き将来を待たざるべし。故に今法務院及び理事庁の裁判事務を移して之を韓国裁判所の管轄に属せしめんが之がために韓国裁判所の事務を増加すること著しかるべきは敢えて喋喋を待たざるなり。

#### 資料七. 内田良平の非難 一九〇八年六月前後

四月ぶりに帰任した伊藤統監の施政は、再び其方針を誤って、統監に対立する良平の不満と憤激の情を募らせた。治外法権の撤廃と中央銀行設置の計画がそれである。良平は是に於て極力これに反対し、次の理由を挙げて苦諫を呈した。・・・治外法権の撤廃は、韓国内の内外人に「韓国の法律」を遵奉させることであり、帝国の法律に服従させるものではないから、事実上韓国は我が保護国であるに拘はらず、外人をして間接に韓国の独立を確認させることとなり、延ひては遂に干渉の端を開く結果を招く虞れさへある。故に野心を抱く列国は、喜んで之に賛成することとなるであらうが、司法権を我国の手に収めぬ前に之を実行することは絶対に避けるべきである。・・・蓋し、新協約締結以来、伊藤統監が徒らに繁多の法令を作り、制度の外飾に腐心しつゝあったのは、治外法権撤廃の美名を得るに在つたが、韓国の根本問題などは全く遺忘したものゝやうに、始めは良平の進言に耳を籍さなかったが、次第に考慮を廻らしたものと見え、結局治外法権の撤廃問題は之を放棄して、只、韓国銀行だけを成立せしめた<sup>15</sup>。

「伊藤公は韓国民の体面を尊重して、韓皇室の尊厳を以前に倍して尊重し、又韓国民の、権利と幸福とを尊重し、韓国の富強と韓民の開発とに心血を注ぎ、動もすれば日本の利害と在朝日本人の与論とを無視して、一に韓国其れ自身の為めに尽して他を顧みざる概あり、於此我日本帝国民を初め我在朝同胞は伊藤公を以て、日本人にあらずして全く韓人化したりとまで罵り、甚しきは日本帝国の賊なりと迄絶叫され、殆ど其志の存する所を疑はれし程なり、然るに今此韓国の為めに無二の師友たる恩人たる伊藤公を撃殺す、我輩甚だ何の為めなるかを疑はざるを得ず」（「朝鮮 第四卷 第三号」8頁）

#### ・在朝国人の武断統治待望論

「対韓雑感 衆議院議員 大内暢三」・・・「自分の国王が如何程壓制であつて、暴虐であつても、其国を失ふ時に当つては誰でも其領有せんとする国に対して敵意を持つのは当然の事である然かある可き事である、それを吾が官吏は韓国人に向つて日露戦争を説き、日清戦争を語つて彼等に吾が国が韓国に尽せし恩義を知らんしめんと苦心するは実に無駄にして然も愚な事である」・・・「(南方の原住民は) 無邪気であるから、愛すれば心から親しんで来るのである、恰度子供の様なものである、けれども韓国の如く老獺国に至つては左様は行かない、彼等は無邪気でない、無能力であつても、スレている、墮落した国民であるから、之を愛すれば親しまないで、ツケアガルのである、増長するのである」・・・「其国の亡びん事を願ふ国民は如何なる愚民でもある可き筈がない、

<sup>15</sup> 黒竜倶楽部編『国士内田良平伝』原書房、一九六七年、四三九 - 四四〇、四四四頁。

彼等は日本の治下にある事を悦んで居る事は殆どないのである、若し悦ぶ点がありとすれば、其れは、利害の点である、即ち税が安くなるとか、交通機関が完成されて便利になったとか、郵便や電信、電話の便が出来たと云ふ事だけである、故に韓人に対して今は徒らに無用なる御機嫌を取る如き態度に出るの要はないのである」（京城朝鮮雑誌社編「朝鮮 第二十七号 五月号」1910年、12-13頁）

<補足：詳細は『帝国日本の植民地法制』参照>

### 1. イギリスの要求

日英同盟条約第三条を理由としての韓国での最恵国待遇要求提出<sup>16</sup>

日英同盟条約第三条は、韓国での商工業上の機会均等がイギリス国民に与えられるとの条件の下で、韓国への日本の指導・監理・保護権を承認するとした

But イギリスは、アメリカモデルでの治外法権廃止に応じない、むしろこれを根拠として工業所有権保護に関するアメリカ人の権利への均等要求を申し入れてきた

### 2. 小村外相のアメリカへの申し入れ一九〇八年十一月二八日

「別的手段」による韓国条約改正構想：小村＝資料9

→伊藤の南北巡行の決意 一九〇八年年末

予は此の演壇を去らんと欲するに臨み満堂の諸君が一人も異存無き発議をなさんとす。  
そは他なし茲に韓国皇帝陛下の万歳を唱へんとするが故に諸君須く之に和するべし  
大韓国皇帝陛下万歳

### 3. 司法権委託の構想と在韓日本人社会の紛争多発

倉富による日本裁判所設置意見書と梅の修正＝資料10

「日本裁判所設置意見」のとその関係法令（「法律案」として「韓国ニ於ケル裁判事務ニ関スル件」、「勅令案」として「統監府裁判所職員ニ関スル件」「統監府裁判所翻訳官及翻訳官補官制」「統監府裁判所職員官等給与令」）

「職員官等給与令案」第五条：「韓国裁判所ノ職員ニシテ統監府裁判所ノ職員タル者ニハ統監府及理事庁職員給与令第七条ノ二ノ規定ヲ準用ス」

韓国裁判所：区裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院の四級

日本裁判所：統監府区裁判所、統監府地方裁判所、統監府控訴院、統監府大審院

属人的に裁判管轄権が分離された倉富構想

第一に在韓日本人を韓国法律に服従させるのが難しいため

第二に、法典編纂にあと三年という時間がかかるため

第三に、日米条約による工業所有権分野での治外法権撤廃方式を第三国に拡大できるため

<sup>16</sup> British Foreign Office Japan Correspondence, 1906-1929, Reel.1, 1909.

## 年表

1899 (明治 32・光武 3) 年～1903 年

領事官の職務に関する法律 (控訴は長崎控訴院、上告は大審院)

1904 (明治 37・光武 8) 年

日韓議定書(明治 37 年 2 月 23 日)、日韓協約(明治 37 年 8 月 22 日) (第一次日韓協約)

1905 (明治 38・光武 9) 年

居留民団法(明治 38 年法律第 41 号)

日韓協約(明治 38 年 11 月 17 日) (第二次日韓協約)

[韓国ニ統監府及理事庁ヲ置クノ件\(明治 38 年勅令第 240 号\)](#)

統監府及理事庁官制(明治 38 年勅令第 267 号)

統監府及理事庁高等官官等令(明治 38 年勅令第 271 号)

1906 (明治 39・光武 10) 年

1/7 第一次西園寺内閣 (加藤・林外相交代、原敬内相)

5 月韓国政府地方制度調査委員会を設置 [日韓両国官吏に委員を囑託:『保護及併合』242]

統監府法務院官制 (6 月 25 日勅令 164 号) (統監府法務院が終審)

**韓国ニ於ケル裁判事務ニ関スル法律**(6/26 公布法律第 56 号) セットで法律の勅令委任

**韓国ニ於ケル裁判事務取扱規則** (6/26 勅令第 166 号) 二つセットで法律の勅令委任

[韓国政府ニ聘用セラルル者ニ関スル件\(勅令第 150 号\)](#)

[韓国ニ於テ適用スル法律命令ノ施行期限ニ関スル件 \(勅令第 161 号\)](#)

[韓国ニ於ケル内国官吏ノ管掌事務ヲ統監ノ職權ニ属セシムル件\(勅令第 167 号\)](#)

10/1 (韓国) 法律第六号裁判所構成法中改正件

10/1 (韓国) 勅令第六五号土地家屋証明規則

10/20 勅令第六〇号租税徴収規定

11/2 度支部令第二二号租税徴収規則施行細則

11/7 法部令第四号土地家屋証明規則施行細則

12/28 勅令第八〇号土地家屋典當執行規則

1907 (明治 40・光武 11) 年

4/16 韓国人に対する日本領事裁判の控訴は長崎控訴院とする: 司法省民刑甲第 97 号、受第 5745 号、司法省松田正久より林外務大臣 (3/3 卷 125-129 コマ)

日韓協約(明治 40 年 7 月 24 日) (第三次日韓協約)

[韓国及関東州ニ於テ適用スル法律命令ノ施行時期ニ関スル件\(明治 40 年勅令第 11 号\)](#)

新聞紙法(光武 11 年韓国法律第 1 号) 保安法(光武 11 年韓国法律第 2 号)

国有未墾地利用法(光武 11 年韓国法律第 4 号)

学部直轄学校及公立学校官制(隆熙元年韓国勅令第 55 号)

樞太ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律 (明治 40 年法律第 25 号)

1/1 勅令第八一号地方税規則

3/20 法部令第三号 土地家屋認証手数料徴収件

12 月 27 日公布 [韓国『官報』] 裁判所構成法 (韓国法律第八号)、裁判所更正法施行法 (韓国法律第九号)、裁判所設置法 (韓国法律第一〇号) →翌年 8 月 1 日に第一次開庁

1908 (明治 41) 年・隆熙 2 年

6 月韓国大審院控訴院地方裁判所開庁『日韓併合』821 頁。

7/14 第二次桂内閣成立（寺内正毅臨時外相）、8/27 小村外相（幣原取調局長）  
民団法の首長を官選化『満韓の実業』第三十七号、明治四十一年九月一日  
5月19日「韓国に於ける発明、意匠、商標及び著作権の保護に関する日米条約」  
東洋拓殖株式会社法(明治41年法律第63号) 新聞紙規則(明治41年統監府令第12号)  
8月1日 大審院・控訴院・地方裁判所・区裁判所の一部開庁〔朝鮮の保護及び併合、一七三頁〕六月末時点で、裁判所職員二七四人中約八二パーセントの二二四人は日本人、既に日本裁判所の実質を備える。〔海野『韓国併合史の研究』2000年、318頁。〕  
8月13日：韓国特許令(明治41年勅令196号)、韓国意匠令(同年勅令197号)、韓国商標令(同年勅令198号)、韓国商号令(同年勅令199号)、韓国著作権令(同年勅令196号)  
10/9 条約改正準備委員会（山本茂『条約改正史』高山書院、1943年、629頁。）  
12月韓国政府：監獄官制？（1909年1月施行）

1909（明治42）年・隆熙3年

7/12 「韓国の司法及監獄事務を日本政府に委託の件に関する覚書」調印  
（7/24 統監府告示66号）

10/18 統監府裁判所令公布(明治42年勅令第236号)

12/22 第26回帝國議會議定率法改正案（互惠的外国人土地所有、改正交渉の税率）

統監府裁判所司法事務取扱令(明治42年勅令第237号)

韓国人ニ係ル司法ニ関スル件(明治42年勅令第238号)：特別な規定在る場合を除いて韓国人には韓国法規を適用するとする属人法制を決める

統監府監獄事務取扱ニ関スル件(明治42年勅令第239号)

韓国ニ於ケル犯罪即決令(明治42年勅令第240号)

統監府監獄官制(明治42年勅令第243号) 出版法(隆熙3年韓国法律第6号)

軍部廃止、親衛府新設及之ニ附帯スル件(隆熙3年韓国勅令第68号)

法学校官制(隆熙3年韓国勅令第84号)

1910（明治43）年・隆熙4年

7/17 米英等に「通商条約廃棄に関する通告」

10/19 内田駐米大使新条約交渉開始

[朝鮮總督府設置ニ関スル件\(明治43年勅令第319号\)](#)

[朝鮮總督府官制\(明治43年勅令第354号\)](#)

[朝鮮總督府特別会計ニ関スル件\(明治43年勅令第406号\)](#)

[朝鮮ニ施行スル法律ニ関スル件\(明治43年勅令第412号\)](#)

[朝鮮ニ於ケル法令ノ効力ニ関スル件\(明治43年制令第1号\)](#)

[居留地ノ行政事務ニ関スル件\(明治43年制令第2号\)](#)

[朝鮮總督府判事及検事ノ任用ニ関スル件\(明治43年制令第6号\)](#)

[犯罪即決例\(明治43年制令第10号\)](#) 出版規則(明治43年統監府令第2号)

1911（明治44）年

8/30 第二次西園寺内閣:内田外相（幣原留任）原内相

[朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律\(明治44年法律第30号\)](#)

[朝鮮教育令\(明治44年勅令第229号\)](#)（第一次朝鮮教育令）

開港検疫ニ関スル件(明治44年制令第1号)

[朝鮮總督府税関貨物取扱人ニ関スル件\(明治44年制令第2号\)](#)

土地収用令(明治44年制令第3号)

制令ニ於テ法律ニ依ルノ規定アル場合ニ於テ其ノ法律ノ改正アリタルトキノ効力ニ関スル件(明治 44 年制令第 11 号)

国税徴収令(明治 44 年制令第 14 号)

1912 (明治 45・大正元) 年

12/21 第三次桂内閣加藤高明外相、

法例ヲ朝鮮ニ施行スルノ件(明治 45 年勅令第 21 号)、[朝鮮公立小学校官制\(明治 45 年勅令第 39 号\)](#)、[朝鮮民事令\(明治 45 年制令第 7 号\)](#)[朝鮮不動産登記令\(明治 45 年制令第 9 号\)](#)、[朝鮮刑事令\(明治 45 年制令第 11 号\)](#) [朝鮮管刑令\(明治 45 年制令第 13 号\)](#)、[朝鮮監獄令\(明治 45 年制令第 14 号\)](#)、[朝鮮関税令\(明治 45 年制令第 17 号\)](#)、朝鮮関税込率令(明治 45 年制令第 20 号)、朝鮮総督府高等土地調査委員会官制(大正元年勅令第 3 号)

駒屯土特別処分令(大正元年勅令第 39 号)、[土地調査令\(大正元年制令第 2 号\)](#)、土地調査令施行規則(大正元年朝鮮総督府令第 6 号)